

国民金融公庫に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月九日

小林勝馬

参議院議長 佐藤尙武殿

国民金融公庫に関する質問主意書

国民金融公庫は、銀行等の金融機関から融資を受けることが困難な一般大衆のため、その必要な事業資金を供給するものであるに拘らず、現在その貸出高が非常に少く、その結果必要な資金を得られず困窮している者が増大している。政府はこれらの実情及び公庫の融資状況に対し如何に考えているか、左記の点につき詳細に説明を附して答弁を要求する。

記

- 一、各都道府県別 国民金融公庫の事務所、出張所所在地名
- 一、昭和二十四年度生業資金並びに厚生資金の各申込数、貸出口数及び貸出総金額
- 一、戦災者数及び受入引揚者数
- 一、総人口及びこれに対する戦災者数及び受入引揚者数の割合
- 一、全国的及び各都道府県別の昭和二十五年度資金計画
(附記) 昭和二十四年度は、昭和二十四年末迄にて可